

法

国立学校設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名
御

平成十四年四月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第二十三号

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三章 第二節 亂世

| | | |
|-----|------|------|
| 茨城県 | 筑波大学 | 茨城大学 |
| 茨城県 | 筑波大学 | 茨城大学 |

に、
山梨大学
山梨県
を

山梨医科大学

第三条の五 第二項の表秋田大学医療技術短期大学部の項、筑波大学医療技術短期大学部の項、**大学医療技術短期大学部の項**及び**九州大学医療技術短期大学部の項**を削る。

第七条の十三の表に次のように加える。

附
則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第三条第一項の表及び第七条の十三の表の改正規定並びに次項及び附則第五項の規定 平成十

四年十月一日

第三条の五第一項の表の改正規定のうち秋田大学医療技術短期大学部の項及び筑波大学医療技

術短期大学部の項を削る部分並びに附則第二項の規定

第三条の三第二項の表の記載規定（和田不空田穀抄）

(四) 計算機情報大学等の存続に関する経過措置

図書館情報大学、改正前の第三条第一項に規定する山梨大学及び山梨医科大学は、改正後の第三

第一項の規定にかかるらず、平成十四年九月三十日に当該大学に在学する者が当該大学に在学し、

なくなる出来での間存続するものとする。

(利田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

3. 秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学吾に規定にかかるわらず、平成十七年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 (信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)
信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五第二項の規定にかわらず、平成十八年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在